# 



心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区

発行:大田区 編集:広聴広報課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14

**5744**—**1111**(代) **5**3 5744—1503

HP https://www.city.ota.tokyo.jp LINE @otacity X @city\_ota



## 码)安全利用五則

## 自転車は「車のなかま」!

自転車で道路を通行するときは「車」として交通ルールを守るとともに、 交通マナーを実践するなど安全運転に努めましょう。









## ■車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

- ●自転車は、車道通行が原則です。 車道を通行するときは、道路の左端 に寄って、通行しましょう。
- ●歩道を通行する場合はゆっくり通 行し、歩行者を優先しましょう。



- 【歩道を通行することができる場合】
- ●自転車が走れる標識などがあるとき
- ●13歳未満のこどもや70歳以上の高齢者、 体の不自由な方が運転するとき
- ●道路工事などで、安全上やむを得ないとき





### ◯ 交差点では信号と 一時停止を守って、安全確認

●信号機や一時停止 / 標識などに従い、運転 しましょう。



## こ 夜間はライトを点灯

日頃の点検も怠るべからず

●夜間はライトを 点灯し、反射器材 を備えた自転車を 運転しましょう。







## [四] 飲酒運転は

酒気帯びの運転は 言語道断!

●自動車と同様に、お酒 を飲んだときは、運転し てはいけません。



## 一へルメットを着用

無くても平気と過信するべからず

●自転車死亡事故の多くが頭部に 致命傷を受けています。ヘルメット を着用して、頭部を守りましょう。



成を行っています。助成対 象店舗など、詳細は5面へ

問合先 都市基盤管理課交通安全·自転車総合計画担当 🏗 5744-1315 🕰 5744-1527



自転車は駐輪場に 止めましょう

放置自転車は、歩行者や緊急車両の通行を妨げるとともに、まちの美観 を損ねるなど社会問題になっています。駅周辺などの放置自転車は撤去し ます。短時間の買い物でも駐輪場をご利用ください。



